

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算(案)及び平成26年度予算(案)で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業については、プランに参加する場合、補助率嵩上げを実施

改 補助率嵩上げについて財政力要件を撤廃

- * ○ 保育所緊急整備事業
- * ○ 賃貸物件を活用した保育所整備事業
- * ○ 小規模保育設置促進事業
- * ○ 幼稚園預かり保育改修事業
- * ○ 家庭的保育改修事業
- 認定こども園整備費
- 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施
- 職員用宿舍借り上げ支援

新 ○ 保育体制の強化

保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付

新 ○ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る

新 ○ 保育所等従事者の保育士資格取得支援

保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

新 [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業
- 家庭的保育事業

[利用者支援]

- 利用者支援事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- 改修費、賃借料等

[運営費支援]

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

(注) **新** の事業は、平成26年度予算案で創設を予定している事業。

改 の事業は、平成25年度補正予算案で充実を予定している事業。

保育の量的拡大と質の確保

平成26年度予算案において予定している保育士確保対策(新規事業)

保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

(1) 保育士確保施策 [36億円 (補助率: 国1/2)]

○ 保育体制の強化(保育緊急確保事業において実施)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。

② 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)

保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

(3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援(安心こども基金において実施)

新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。

田村厚生労働大臣からの保育士確保のメッセージ（平成25年12月26日発表）

保育士資格をお持ちの方、
保育所入所待機児童の解消のために
その力を貸してください



厚生労働大臣の田村憲久です。

平成25年4月現在で、2万人以上の子どもが保育所に入ることができない状況です。この待機児童解消のため、今、保育士の皆さんの力が必要です。ぜひ、その力をお貸してください。

厚生労働省では、平成29年度末までに待機児童を解消するため、「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいます。このプランは、平成25年度と26年度の2年間で20万人分の保育の受け皿を整備し、平成27年度から29年度末までの3年間でさらに20万人分、合計で40万人分の保育の受け皿を整備するというものです。しかし、保育所などの保育の受け皿が整備されても、保育を支える保育士がいなければ、保育は行えません。

保育士資格は持っているけれど、今、保育士として働いていない皆さん。待機児童解消のために、その資格・能力を保育所で発揮してください。都道府県等の保育士・保育所支援センターやハローワークで、保育所などの紹介をしていますので、ぜひ、お訪ねください。都道府県などにおいては復職前の実技研修を実施していますので、ブランクがあっても安心して復職できます。

保育所などの施設・事業所の皆さん。保育を支える保育士の確保に大変ご苦労されていると承知しております。地方自治体においても保育士確保のための様々な施策を実施しておりますが、厚生労働省としても保育士の処遇改善を進めるとともに、都道府県労働局・ハローワークにおいて、最大限の支援をさせていただきます。保育士の確保にお困りの場合は、お近くの保育士・保育所支援センターやハローワークに、ぜひ、ご相談ください。

保育士養成施設の皆さん。保育士になるため日々勉学に励まれている学生に対してはもちろん、卒業生に対しても、ホームページや広報誌などを通じて、「今、保育士が強く求められている」というメッセージを、ぜひ、発信してください。また、保育に携わる事業者の皆さんも、同様に、保育士の必要性を発信してください。

どうか、1人でも多くの児童を保育できるよう、ともに、待機児童の解消に取り組んでいきましょう。

厚生労働大臣
田村憲久

保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
 - また、現状の保育士の求人状況をもみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題
- ➡
- 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む
 - さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施
 - これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加。受講費支援を実施。
- ②保育士資格の取得支援
・認可外保育施設や保育所等に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援
・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
- ④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援

4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②保育体制の強化
保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減
- ③管理者等を対象とした雇用管理の研修
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施

2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施
- ③宿舍の借り上げ
宿舍借り上げのための賃借料を補助

- ④雇用管理の好事例集の収集・提供
保育所における雇用管理の好事例集を収集・提供
- ⑤仕事と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援

3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

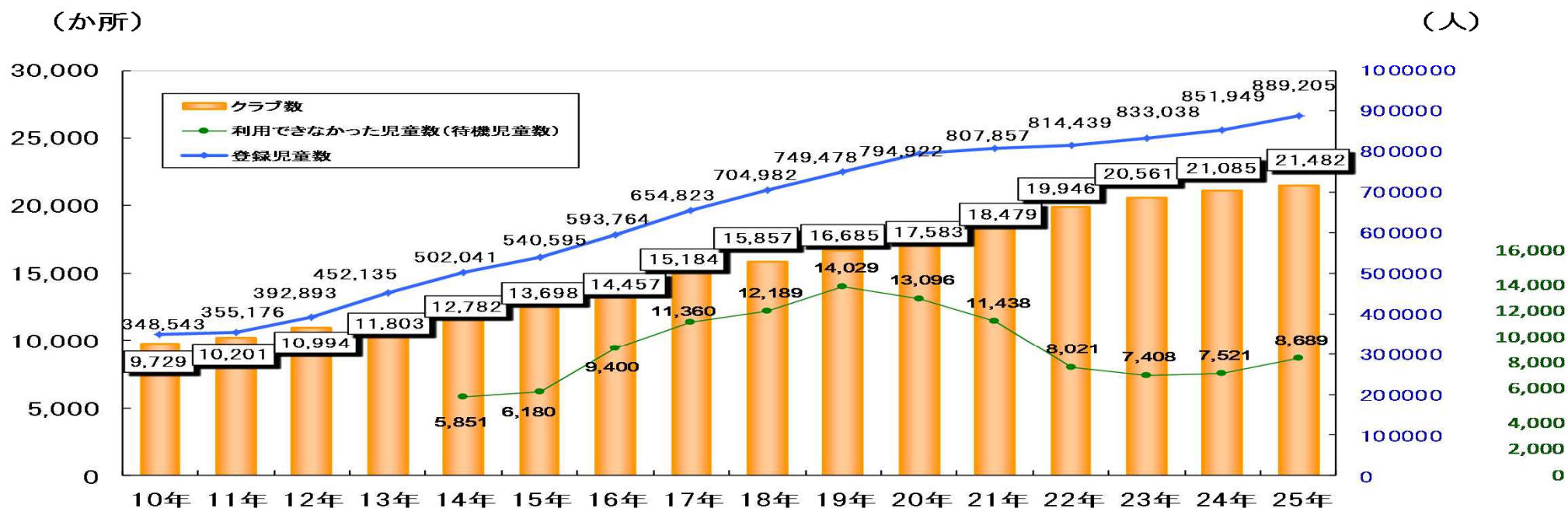
5. 人材確保を支える取組

- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保策の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 保育士確保に関する広報
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握

放課後児童クラブにおける待機児童の現状について

- 平成25年5月1日現在の利用できなかった児童(待機児童)数は、8,689人(2年連続の増加)
- 平成25年5月1日現在の登録児童数は889,205人(前年比37,256人の増加)
- 利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数は、364自治体(全体(1,742自治体)の約20.9%)
- 都市部(※)の待機児童数は全体の約69.5%(6,037人)
 ※首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

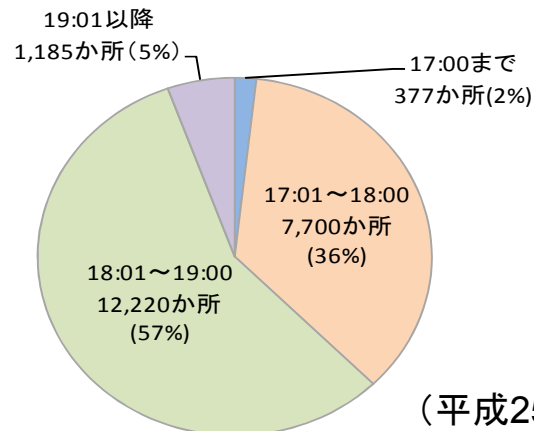
[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



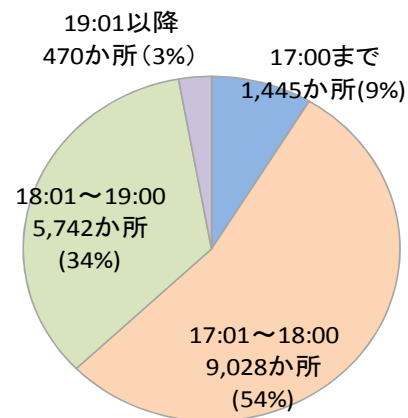
※各年5月1日現在(育成環境課調)

- 放課後児童クラブについては、「小一の壁」の解消に向けて、開所時間の延長が一定程度進み、18時を超えて開所するクラブが全体の6割を超えた。（平成25年5月1日現在）
- 一方、18時を超えた開所については、保育所が84.7%となっているのに対し、クラブが62.3%にとどまっている。

終了時刻(平日)の状況



(平成25年5月)



(平成19年5月)

終了時刻(平日)の状況(保育所との比較)

終了時刻		17:00 以前	17:01~ 18:00	18:01~19:00		19:01 以降	計
				18:01~ 18:30	18:31~19:00		
放課後児童クラブ	か所数	377	7,700	5,187	7,033	1,185	21,482
	(割合)	1.8%	35.8%	24.1%	32.7%	5.5%	100.0%
保育所	か所数	228	3,091	14,038		4,394	21,751
	(割合)	1.0%	14.2%	64.5%		20.2%	100.0%

※放課後児童クラブは平成25年5月1日現在(育成環境課調)、保育所は平成23年10月1日現在(社会福祉施設等調査報告)

- 小一の壁の解消に向けて、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、保育緊急確保事業により、開所時間の延長を促進する。（平成26年度予算案として内閣府に約51億円を計上）

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

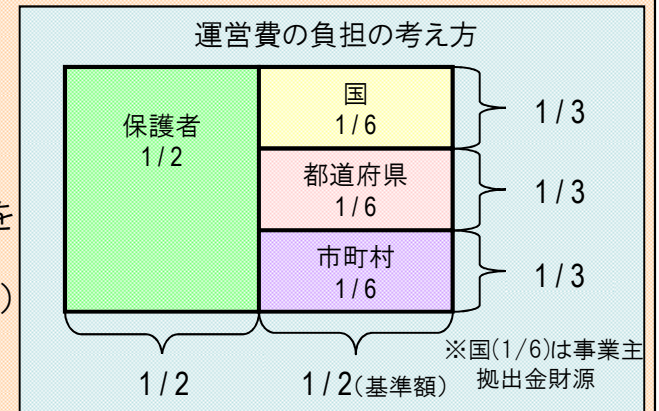
- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校21,132校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
 ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算(案) 332.2億円
 ※児童育成事業費(特別会計)による補助

- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
 - ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
 - ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
 - ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
 - ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。
- 整備費
 - ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
 - ※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。



(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(案)に計上:51億円)
 放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)

1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」)であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)

2. 員数【従うべき基準】

- 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
※ 児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めることが適当。
- 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。

7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して、優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。
- 児童福祉法の改正により対象年齢が明確化されたことを踏まえ、市町村は、利用希望を把握した上で、必要な者が支援を受けられるよう提供体制の整備を進めていく責務がある。ただし、これは「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管部局間等で放課後の児童の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。
- 障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要。
- 放課後児童クラブの基準により、質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要。

社会的養護の充実について

社会的養護の平成26年度予算（案）事項

（1）施設における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※児童入所施設措置費におけるか所数の増

- ①小規模グループケア 743か所→1,059か所(+316か所)
- ②地域小規模児童養護施設 240か所→293か所(+53か所)
- ③賃借対象施設 76か所→144か所(+68か所)

（2）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関事業の推進
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。
- 調査研究事業の実施
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

（3）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。

(3) 被虐待児童等への支援の充実

- 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
※児童入所施設措置費におけるか所数の増
・心理療法担当職員 449か所→743か所 (+294か所)
- 児童家庭支援センター運営等事業の推進
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアを行う事業のか所数の増を図る。
- 児童養護施設等の職員の人材確保対策
社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業に、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費を追加する。

(4) 要保護児童の自立支援の充実

- 自立援助ホームの設置推進
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業
職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。(平成26年度から退所児童等アフターケア事業に組み入れ、一体的に実施する。)

(5) 児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

- 児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。
(参考) 【平成25年度補正予算案】
- 児童養護施設等の防災対策の推進
児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。
- (独)福祉医療機構への政府出資(児童養護施設等の防災対策の低利融資)
児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

里親支援の体制整備について

(1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることへの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

(2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(中間まとめ)で指摘された現状と課題

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

具体的な対応

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等(就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充)の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行う。

(1) 総合的な支援のための相談窓口の整備

自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じたワンストップの相談窓口の構築を推進。好事例を全国展開。

(2) 支援施策の充実強化

- ① 転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業等の充実強化 ② 子どもに対するピア・サポートを伴う学習支援の推進

ひとり親家庭の支援に関する主な課題

- ① 相談支援体制が不十分（多岐にわたる課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげることができていない）
- ② 地域により支援メニューの実施状況にばらつきがある
- ③ 支援施策が知られておらず、利用が低調
- ④ 多くが非正規雇用で働いており、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援が必要
- ⑤ ひとりで仕事と子育てを両立するには、子育て・生活支援の充実が不可欠
- ⑥ 親との離別経験や将来への不安、親への気遣いなど特有の悩みを持つ子どもへの支援が必要
- ⑦ 貧困率の改善が求められている（子どもがいる現役世帯の「大人が一人」の相対的貧困率 50.8%）

具体的施策

総合的な支援の枠組みの構築【新規】 2.9億円

- 総合的な支援のための相談窓口の整備
母子自立支援員に加え新たに就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で適切な支援メニューを組み合わせることにより総合的・包括的な支援を実施（109か所）
- 支援施策に関する広報啓発活動の強化
- 国による地方自治体への支援
地方自治体の支援体制の検証、好事例の全国展開 等

就業支援関連事業等の充実強化 2.5億円

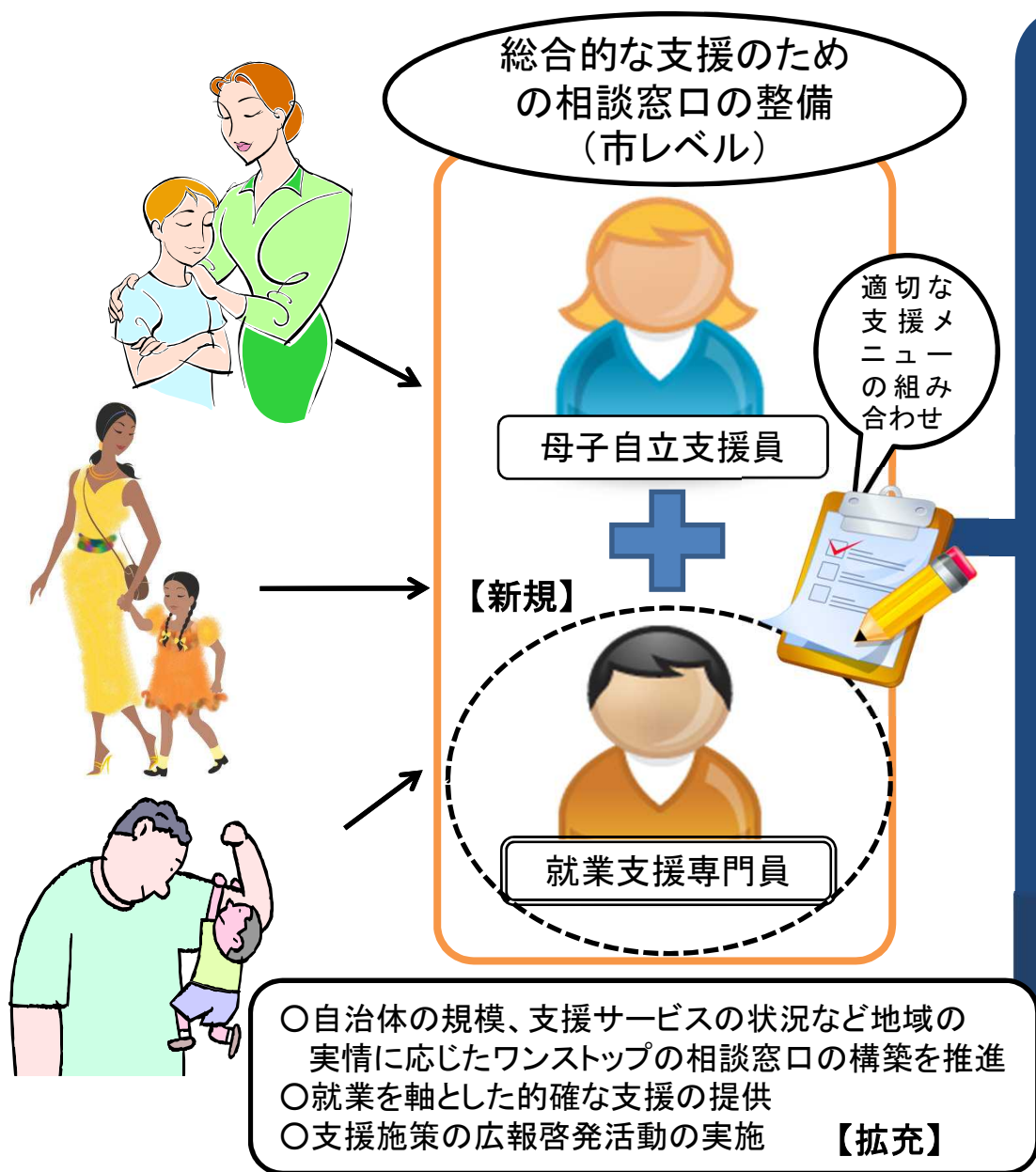
- 身近な地域での事業の充実強化
 - (1) 就業支援講習会の拡充、相談関係職員の研修等の充実
 - (2) 個々の状況に即した自立支援プログラムの策定の拡充
 - (3) 就職活動等の際の生活援助や保育サービスの提供等の拡充

子どもへの支援の推進（ピア・サポート、学習支援） 2.7億円

- 子どもが気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の拡充
- 子どもに寄り添うピア・サポートも行いつつ、学習意欲の喚起や教科指導等を行う学習支援ボランティア事業の拡充

支援施策の充実強化

ひとり親家庭への総合的な支援



↳ 好事例を全国展開

就業支援

《個々の状況に対応する就業支援の充実》

- 就業支援講習会の拡充 **【拡充】**
- 相談関係職員の資質向上 **【拡充】**
- 自立支援プログラムの策定 **【拡充】**
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援の充実》

- 子育て・生活支援
 - ・就職活動等の際の保育サービス **【拡充】**
 - ・保育所の優先入所
 - ・母子生活支援施設の利用 など

子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援の充実》

- ピア・サポート、学習支援
 - ・児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣 **【拡充】**
 - ・学習支援ボランティア事業 **【拡充】**

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の措置について

「平成26年度税制改正の大綱」（該当部分）の概要

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

制度の概要

1. 高等職業訓練促進給付金等の非課税措置

- 次の給付金について非課税とするもの。
 - ・ 「高等職業訓練促進給付金」：ひとり親の就職を容易にするために必要な資格（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を促進するため養成機関において2年以上修業する場合に、その期間中の生活を支援することを目的として、自治体により支給（月額10万円、上限2年、所得制限あり）。
 - ・ 「自立支援教育訓練給付金」：適職に就くために必要な教育訓練（自治体が指定）を受けたひとり親に対してその経費の2割相当額を自治体により支給（上限10万円、所得制限あり）。

2. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しに伴う非課税措置

- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、現在、手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により手当は支給されない。このため、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給できるよう法律改正を行うことを検討している（次期通常国会への法案提出を検討）。
- 現在、児童扶養手当は非課税所得とされていることから、新たに差額を支給する場合でも、非課税所得とするもの。

3. その他所要の改正

- ひとり親家庭への支援施策の見直しに係る改正法案に伴う税制上のその他の整備。

【法制上の措置】 ひとり親家庭支援施策の見直しにおける法改正事項（案）について

※ 事務局において検討中のものであり、今後、変更・修正があり得る。
※ 次世代育成支援対策推進法の改正との一括法により改正。

1. 母子及び寡婦福祉法関係の改正事項案

(1) ひとり親家庭への支援体制の強化（※「都道府県等」は、都道府県、市、福祉事務所設置町村を示す。）

- ① 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、都道府県等が支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整に努めるとともに、関係機関が相互に協力することについて規定。
- ② 都道府県等が、母子・父子自立支援員((3)②参照)等の人材確保及び資質向上に努めること、自立促進計画の策定に際し地域の支援ニーズの勘案等に努めることを規定。
- ③ 特定非営利活動法人も母子・父子福祉団体((3)②参照)として支援措置の対象とできるよう規定を改正。

(2) 就業支援、子育て・生活支援の強化及び支援施策の周知

- ① 高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を法律に位置づけ、公課禁止、差押え禁止、不正利得徴収に係る規定を創設。
- ② 保育所入所に関する特別の配慮に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する特別の配慮についても規定。
- ③ 子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」(仮称)として法定化。
- ④ 「就業支援事業」、「生活向上事業」に施策周知のための情報提供業務を規定するほか、委託できる旨を明確化し、受託者の守秘義務を規定。

(3) 父子家庭への支援の拡大

- ① 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称するとともに、父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- ② 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等の規定や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

2. 児童扶養手当法関係の改正事項案

(1) 公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

(2) 受給資格者に対する自立支援

- 受給資格者に対する支援に係る規定に、支援の例示として就業支援に加え、生活支援及び支援施策に係る情報提供を追加。

3. 施行期日案

1. については、平成26年10月1日に施行。
2. については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布

目的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- **子どもの貧困率**
18歳未満の子どもで **15.7%** (2008年OECD加盟34カ国中24位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2012)データ) ※日本の数値は2006年
- **ひとり親世帯での貧困率 50.8%** (2008年OECD加盟34カ国中31位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2012)データ) ※日本の数値は2006年
- **生活保護世帯の子ども的高校進学率 89.9%** (全体では98.4%)
(2013年厚労省データ) (2013年文科省データ)
- 世代を超えた「**貧困の連鎖**」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり

